令和３年９月24日
デ ジ タ ル 庁

# 懲戒処分の公表について

本日、下記のとおり懲戒処分が行われたので、公表します。

記

1　被処分者
赤石　浩一　デジタル審議官（58歳 男性）

2　処分の種類
懲戒処分　減給１月　10分の１

3　処分発令日
令和３年９月24日

4　処分の理由
国家公務員倫理規程第５条第１項違反

○　国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）
（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）
第５条　職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
２　（略）

5　事案の概要
令和２年９月、利害関係者に該当しない事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けるなどしたもの。

【連絡先】
デジタル庁　戦略・組織グループ
コンプライアンス担当
連絡先（代表）：03－4477－6775